

令和4年度第2回鎌倉市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)1月18日(水)午後1時30分から午後2時51分まで
- 2 開催場所 鎌倉市役所本庁2階 全員協議会室
- 3 出席者 松尾市長、岩岡教育長、下平教育委員、朝比奈教育委員、長尾教育委員、林教育委員
- 4 関係者 共生共創部長、教育文化財部長、教育文化財部次長、地域共生課担当課長
- 5 事務局 共生共創部企画課長、企画課主事、企画課担当職員
教育文化財部次長(兼教育総務課長)、教育総務課課長補佐、教育総務課担当職員
- 6 傍聴者 なし

【市長】本日はご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第2回目の鎌倉市総合教育会議を始めます。

本日は、教育大綱の推進、ケアラー支援、不登校特例校について議論していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から発言をお願いします。

【事務局(企画課長)】企画課長の安富です。

まず本日の配付資料です。令和4年度第2回鎌倉総合教育会議の次第にあります13種類の資料となります。資料1から資料12、それから鎌倉市教育大綱の計13種類になりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、会議の運営にあたってのお願いです。ご発言に当たりましては、マイクを使用していただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

【市長】それでは次第に沿って早速始めたいと思います。

協議・調整事項「教育大綱の推進について」、事務局からお願いします。

【事務局(企画課長)】それでは、資料1鎌倉市教育大綱の重点的に取り組む施策に関わる関連事業について「令和4年度の実績及び予定、令和5年度の取組予定」をご覧ください。

本資料は教育大綱に定める4つの施策に関連している事業内容を説明している資料となります。

こちらに沿いまして、教育大綱の施策ごとに令和4年度及び令和5年度の主な実施内容を市長部局所管部分、教育委員会所管部分の順に説明してまいります。なお、令和4年度の実績に関する資料に記載の実績数値については、本日時点までで確認できた数字となりますのでご承知おき願います。

それでは説明に入ります。

資料1ページから2ページにかけまして、「1 子どもたちが夢を持って学べる教育の推進」についてです。
こちらに関して市長部局所管の事業で関連性の高い事業はございません。

【事務局(教育文化財部次長)】教育文化財部次長かねて教育総務課長の茂木でございます。よろしくお願ひします。

「1 子どもたちが夢を持って学べる教育の推進」に係る教育委員会所管分の内容について、説明をさせていただきます。

まず、「教育支援事業」におきまして、外国人英語教師や図書館専門員等を配置して、子どもたちの個性や魅力を伸ばすための教育を推進するとともに、少人数学級の編成、少人数指導の充実、小中連携の取組を強化しました。また、「鎌倉スクールコラボファンド」を活用いたしまして、外部の教育団体とコラボレーションをして課題解決型学習を実施しております。現時点で小学校3校、中学校2校において実施いたしました。3学期についても、引き続き募集し、実施していきます。また、令和3年度より申請校が増加したことに伴い、令和5年度については、SDGsをはじめとする様々な社会課題を子どもたちが自ら発見し、理解を深める課題解決型学習を拡大して実施する予定です。

次に、特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場の充実を図ることを「特別支援教育事業」に関連した事業として、令和5年度開設に向けた七里ガ浜小学校の特別支援学級の工事を「小学校施設整備事業」にて行ってまいります。

また、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等有効に活用し、関係機関と連携して、いじめ及び不登校等の問題解決に努めることを目的とした「相談室事業」や GIGA スクール構想に対応する様々な研修を「調査研究研修事業」にて行っているところです。引き続き、関係機関との連携を密に行い、効果的な研修を実施していきたいと考えています。

【事務局(企画課長)】続きまして、「2 教育環境のさらなる充実と学校施設の計画的な整備」についてですが、こちらの施策に関しても市長部局所管の事業で関連性の高い事業はございません。

【事務局(教育文化財部次長)】教育委員会所管部分についてです。

今後の情報化社会で必要とされる情報活用能力を身に着けた児童・生徒を育成するため、文部科学省の打ち出す GIGA スクール構想に対応した市立小中学校の教育環境の整備・充実に努めることを目的とした「ICT 教育整備事業」、保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域が一体となって、より良い教育を実現するための「コミュニティスクール整備事業」、学校施設の老朽化対策、各種設備の更新及び特別教室の冷暖房設備設置等の教育環境の改善を図る「小学校施設整備事業」及び「中学校施設整備事業」等を行っています。

コミュニティスクールの整備については、令和4年度に手広中学校区、第二中学校区の2箇所を設置し、令和7年度までに全中学校ブロックで設置ができるように、令和5年度には玉縄中学校区、深沢中学校区の設置に向けて取り組んでいるところです。

また、「小学校施設整備事業」及び「中学校施設整備事業」については、「鎌倉市学校施設長寿命化計画」を令和3年3月に策定いたしました。今後、学校の改築や長寿命化改修、大規模改造の方向性等を示す「学校整備計画」の策定に向けて引き続き取り組んでまいります。

「ICT 教育環境整備事業」において、GIGA スクール推進校を3校設けまして、iPad を活用した様々な事業を展開しております。また、令和4年度に作成している情報モラル情報活用能力を育む GIGA ワークブックかまくらを幅広く活用し、ICT の上手な使い方を育成してまいります。

【事務局(企画課長)】続きまして、資料4ページ、5ページにあります「3 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援の充実」に係る市長部局所管の事業について、説明いたします。

まず、「ひきこもり対策推進事業」です。引きこもり状態にある方とその家族に対する相談体制を整えることで、社会参加や自立の促進を図る当該事業では令和3年度からひきこもり支援を、令和4年度からはひきこもり支援指導員を配置することで、令和4年度は延べ 915 件の相談実績がございました。また、令和4年度から、ひきこもり状態にある方とその家族を支援する「ひきこもり地域支援センター」を拠点として、相談支援、居場所作り、就労練習、地域交流を行っているところです。支援センターの実績としては、11 月 25 日以降開館しており、5回開館したうち、2名の方の利用がございました。先ほど、相談実績が令和4年度は 915 件と申し上げましたが、令和3年度のひきこもり支援員、ひきこもり支援指導員による相談実績が 452 件となっておりますので、大幅に伸びていると評価しているところです。また、支援センターについても、11 月 25 日からの開館で現時点で2名の利用がありますので、一定の効果があつたものと評価をし、令和5年度以降も引き続き、ひきこもり支援や支援指導員の連携によります訪問相談、ひきこもり地域支援センターを拠点とした支援等を継続してまいります。

続きまして、「発達支援サポートシステム推進事業」です。発達障害の理解促進と地域における身近な支援者の育成を目的としたサポーターの養成、また支援が必要な子どものサポート体制の構築による支援を必要とする児童が地域で生き生きと生活することができる環境づくりを進める当該事業では、令和4年度は7回で1セットとなるサポーター養成講座を2セット実施し、67 人が修了しており、サポーター登録者は 20 名となっております。また、令和4年度はサポーター登録者を希望する市内の公立小中学校 19 校及び、幼稚園・保育園の5園で活用しました。このサポーター活動実績ですが、令和3年度が 994 件だったのに対して、令和4年度は 674 件と少し件数が減っています。サポーターの使いづらさというような声もあがっていますので、令和5年度はサポーターの処遇改善を予定しております。そうしたことを行いながら、引き続きサポーター養成講座を実施するとともに、サポーター登録者を希望する公立小学校、幼稚園3園、保育園2園の計5園のモデル園で活用することで、子どものサポート環境を構築してまいります。

「地域における障害児支援体制整備事業」ですが、幼稚園保育園等におきまして、発達支援の中核となる発達支援コーディネーターの養成や家族支援プログラムの実施、保護者同士がサポートし合える仕組みづくりを進める当該事業におきましては、幼稚園教諭や保育士を発達支援コーディネーターとして養成するための講座を令和4年度は公立保育園4園、民間保育園7園、企業主導型保育園1園、幼稚園4園で実施し、17 の方が参加、16 人が修了されております。また、保護者を対象として、保護者同士をサポートするペアレントトレーニングを神奈川県発達障害支援センターの職員を講師として実施し、6人が参加、6人が修了しております。発達支援コーディネーターの養成については、令和3年度が 12 人修了、令和4年度が 16 人修了ということで、こちらも実績が伸びていること、またペアレントトレーニングについても、令和3年度が4人に対して、令和4年度が先ほど報告した通り6人ということで、こちらも順調に伸びております。令和3年度から本格的にスタートしている事業であり、まだ2年目ですので、引き続き、当該事業令和5年度以降も継続してまいりたいと考えております。

続きまして、「母子保健事業」です。多様化複雑化する子育てニーズに対して、切れ目のない支援を行うために妊娠期から子育て期にわたる相談機能等の充実を図る当該事業では、令和2年度に子育て世代包括支援セ

ンター「ネウボラすくすく」を設置いたしました。こちらで引き続き、母子保健コーディネーターを配置することで丁寧な対応を行ってまいりました。同じく、令和2年度から開始している集団で日中に実施する産後ケア事業を令和4年度も引き続き実施しています。この産後ケア事業ですが、令和4年度に件数が非常に伸びたということがございました。要因としては、コロナの影響で里帰り出産ができないことに伴い、件数が増えたのではないかと分析もできているところです。こうして令和4年度から件数が伸びていることも含め、令和5年度以降も引き続き、「ネウボラすくすく」の設置、それから令和4年度の件数を踏まえた産後ケア事業を実施していくとともに、健診等々の補助についても新たな便宜を設ける等、引き続きニーズに即した切れ目のない支援を実施してまいります。

最後に一覧表ございませんが、昨年7月20日に報告いたしました「子育てに関するよろず相談」窓口の開設について報告いたします。新たに設置する「子育てに関する総合相談」窓口は、幅広い相談に対応する最初の受け皿となること、相談者が1箇所で落ち着いて相談できる場を整えること、各専門部署が連携しやすい環境を構築することの3点を実現することを目指すものです。具体的な相談者の来所時の流れですが、来庁された相談者が事前に各課の相談員と既に話をされていたり、また前回の相談時に約束をされていた事柄がある場合については各相談員に引き継いで相談室等へご案内します。また、予約以外の場合は、まずはその窓口によるスタッフやローテーションで待機している各課の相談員がご相談内容を確認した上で、必要に応じて各専門部署の相談員と連絡をとり、対面やオンラインで相談に対応していく体制を考えています。そのため職員についてはフロア責任者や庁内連携に適した事務職員の他、公立保育園等の事務経験を有する再任用職員、現在は子育てメディアスポットスタッフとして活動している有償ボランティアの「保育コンシェルジュ」といった子どもや子育てに関する知見や情報を有するスタッフを配置し、受け止めと庁内連携のための体制を整えることとします。なお、窓口を設ける建物の内装は来場者が安心して相談していただけるよう、相談室、キッズスペース、見通しの良いラウンジスペース等を設ける予定です。なお、本窓口は市役所駐車場横第3分庁舎隣接地に建設工事中です。そちらに建設する建物内で令和5年4月の開設を目指してまいります。

【事務局(教育文化財部次長)】この施策に係る教育委員会所管分の事業について、学級介助員、スクールアシスタントの配置や、特別支援学級を全校に設置することにより、特別なシーンを必要とする児童生徒の教育環境の充実を図る事業である「特別支援教育事業」等を行っています。令和5年度も確実に学級介助員、スクールアシスタントの採用し、充実を図ってまいりたいと考えております。

また、「相談室事業」については、子どもSOS相談フォームを運用いたしまして37件の相談がございました。今後もさらなる活用を促すために広く周知を図ってまいりたいと考えております。

【事務局(企画課長)】最後に6ページ、7ページです。「4 地域の特色を生かした郷土学習の充実」です。

まず、こちらの市長部局所管の事業ですが、「文化行政推進事業」では鎌倉の文化の質的向上及び豊かな市民生活の創造を図るため、文化事業を行うとともに、市民の文化活動を支援しております。当該事業を令和4年度はよろこ先達事業等を実施いたしました。また、年度内には鎌倉子ども能の発表会を実施する予定です。令和4年度は、まだ新型コロナウイルス感染症等の状況を注視しながら行ってきたところですが、令和5年度も、引き続き感染症の状況を注視しながら各種文化事業を実施してまいります。

次に「伝統鎌倉彫振興事業」です。鎌倉で唯一伝統工芸品として再指定されております鎌倉彫の高度な技術の伝承及び地場産業としての振興を図る当該事業では、令和4年度も市内の小・中学生に鎌倉彫の体験教室や魅力を伝える講座等を行っています。これまでも行っており受講者の評判も良いと判断しておりますので、令和5

年度も引き続き、小中学生が魅力を感じる本事業を進めてまいります。

【事務局(教育文化財部次長)】この施策に係る教育委員会所管部分の事業といたしましては、市民等の学習・交流の場として積極的な施設運営を行う「鎌倉国宝館管理運営事業」及び「鎌倉歴史文化交流館管理運営事業」を行っているところです。

また、令和3年度の「教育支援事業」における能狂言の開催については、3密にならないように回数を大幅に増やして実施したところでしたが、令和4年度については、会場の使用規定に基づき、実施しております。

次に、教員の指導能力の向上、指導方法の工夫改善により、児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学習、学力の向上を図るため、「小学校研究研修事業」及び「中学校研究研修事業」は教育課程や生徒指導等の課題について、専門分野の講師を派遣、またはオンラインでの講習を実施するとともに、指導主事による様々な指導・助言を学校に行っているところです。令和4年度に立ち上げました「鎌倉郷土研究会」についても、取組が進んでおりまして、引き続き、効果的な研究研修事業を実施してまいります。

【事務局(企画課長)】以上で、教育大綱に定める施策に関連する令和4年度、令和5年度の主な実施内容の説明を終わります。

【市長】ありがとうございました。

私から一点だけお話をさせていただきますと、学校施設の整備ということで、小中学校の校舎が大変老朽化しているという状況の中では、鎌倉市全体としても、優先順位の高い事業と認識をしています。学校整備計画を策定していただいて、またその実行に向けても、ぜひ力を入れていただきたい。市長部局としても予算も含めて、バックアップできるように、一緒に取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【教育長】市長、ありがとうございます。

小学校中学校の施設整備に関しては、本当に待ったなしの課題であると捉えておりまして、令和5年度内に学校整備計画を策定することにしてはいますが、令和5年度の学校整備計画の策定を待たずに優先順位が高い、現にニーズが生じている学校施設はどこか等を、先んじて議論をしていくことを考えていますので、可能な限り、学校の長寿命化等に着手できるように教育委員会としても取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【市長】では、各委員から何かご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

【下平委員】令和6年度までに重点的に取り組む施策について、具体的に徐々に実現されているということが大変嬉しいです。

また、報告書でも実際に取り組んでいることを取り上げてくださっていて、大変わかりやすい資料をいただきました。今後のお願いですが、来年度どうするかということに関しては、今年度までの振り返りとその課題というのが明確になって生まれてくるものではないかと思えます。例えば、令和4年度の実績及び予定となっておりますが、こちらは特に予定というのはまだ2月から3月で行う予定ということで記載されていると思いますが、2月から3月に実施することが決まっていれば、実績でいいと思うので、報告書を「実績と課題」というようにしていただいて、それを踏

また上で令和5年度どうするかという検討に繋げていただけると良いのではないかと思います。新年度のことで、予算や議会もありますので、具体的な計画は立てられないにしても課題が明確になっていけば来年度はどういう方向で進めるのかある程度の見通しを立てられるのではないかと思います。今後の資料の作成としてご検討いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局(企画課長)】ご指摘いただき、ありがとうございます。次回以降、資料作成にあたりましてはその視点で作成していきたいと考えます。

【市長】他にございますか。

(意見なし)

ありがとうございます。

それでは次に報告事項(1)「(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に関する取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

【地域共生課担当課長】共生共創部地域共生課担当課長の内藤でございます。よろしくお願いたします。

(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に関する取組について報告いたします。

本市では、ケアラーを支援する条例の制定に向け、鎌倉市ケアラー支援庁内検討委員会を設置し、令和4年5月から準備を開始しております。

前回の総合教育会議では、「条例制定の目的」及び「条例制定までのスケジュール」についてを報告事項とし、鎌倉市ケアラー支援庁内検討委員会において、ケアラー支援の各種施策の推進を図るために必要な検討、協議等を行う旨をご説明いたしました。

その際、教育委員の皆様から、学校等で相談を受けた際、「支援にスムーズに繋ぐ仕組みを検討してほしい。」、「本人がケアラーと気づいていない場合もあるため啓発や情報提供が重要。」、「具体的な支援策について検討してほしい。」等のご意見をいただいております。

それでは早速ですが、本日の報告事項である仮称鎌倉市ケアラー支援条例の制定に関する取組状況について、ご説明させていただきます。まず資料2をご覧ください。

条例制定に向けたスケジュールについて説明いたします。現在の取組状況といたしましては、鎌倉市ケアラー支援庁内検討委員会を本日までに4回、検討委員会の下部組織となる鎌倉市ケアラー支援庁内検討会を5回開催しました。庁内における既存の取組の他、先行自治体の取組やケアラーの支援に関わる支援関係機関、有識者等から聴聞した意見を参考に、全体スケジュール①想定されるケアラーの確認・精査、②既存の支援制度の検証、③新たに必要となる支援内容の検討、条例の骨子の枠組みの検討を進めています。

続きまして、資料3をご覧ください。資料3鎌倉市において想定されるケアラーの現状等の整備のサンプルシートです。①想定されるケアラーの確認・精査について、どのように検討を進めてきたかをサンプルで提示させていただきます。シート左上④ケア対象者「子」と記載がありますが、そのほかに、ケア対象者を、きょうだい、配偶者、親、祖父母、友人や近隣住民等の6つのカテゴリーに分け、それぞれ、どのようなケアラー像が想定されるか、既存サービスにはどのようなものがあるか、新たに必要となる支援として何が考えられるかについて、検討・整理を行い、基礎資料として表にまとめました。資料4、資料5は、それらの詳細となります。

資料4は、②庁内における既存の支援制度を抽出の上、分野・制度を縦軸に、年齢を横軸にし、とりまとめた表

となります。

資料5は、庁内、支援関係機関、有識者から提出された③新たに必要となる支援内容について整理をした表となります。これと並行しまして、本市が内閣官房の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の対象自治体に採択されたため、この事業費を活用し、ケアラー等に関する実態調査を実施しています。

資料6、資料7、資料8は、それらの調査に関する資料であり、教育部局に特に関連するヤングケアラーの調査概要は、資料7にございます。なお、ヤングケアラーに関する調査の名称ですが、先行自治体(豊島区、練馬区)の例に倣い、資料「学校・家庭生活の調査」としています。

次に、資料9「有識者ヒアリング結果の概要」をご覧ください。令和4年12月に有識者2名に対し、ヒアリングを行った結果をまとめました。新たな支援策において想定されるケアラー像として、「脆弱な者同士が支え合っている世帯」を各分野から抽出し、「ヤングケアラー」「老々介護」「精神的な課題を抱える家庭」等のカテゴリーを想定し、重点的に対応してはいかかがとの提言をいただきました。

続きまして、資料10「条例の枠組みと施策の柱として想定する要素」をご覧ください。条例の骨子・枠組みについて、基本的理念を重視しつつ、実効性のある条例となるよう制度の創設に踏み込んだ内容とします。

これらを踏まえ、今後の取組として、令和5年度当初から全体スケジュール④新たに必要となる支援制度の構築に着手し、条例の制定及び新たな制度の構築を目指します。

最後に、資料11について説明いたします。「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」に関連し、内閣官房に対して提出した中間報告の資料を添付しました。ケアラー等の実態調査について、内閣官房の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の経費を活用した関係で、令和5年2月に鎌倉版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム準備会を、令和6年3月までに正式なプラットフォームを立ち上げる予定としています。本プラットフォームでは、官民が、ケアラー支援を含む孤独・孤立に関して共通の課題を持ち、課題解決に主体的に取り組む協議体の構築を目指していきます。

ケアラー当事者はもとより、ケアラーを取り巻く環境の構成員は、年齢も属性も多岐にわたります。条例をはじめとしたケアラー支援のための各種施策の推進には、両部局の連携による市全体での取組が必要であることから、本日この場を借りて説明をさせていただきました。ご理解、ご協力の程、何卒よろしく願いいたします。

【市長】ただいまの報告にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【教育長】ご説明ありがとうございます。

前回の総合教育会議にて、学校がヤングケアラーを察知したときに、そこからどのように具体的な支援に繋げていくのかという議論が必要ではないかという課題提起をしてから、本当にその課題に対して正面から向き合って、具体的に必要となる支援の内容をここまで整理をしていただいたことに、心から感謝申し上げたいと思います。こうして整理したときに、やはり、ケアラーが求める支援の幅というのが非常に多様であると感じられます。実際に、不登校等になっている子どもの背景に家庭でのケア等、様々な課題があるケースも教育委員会でたくさん見てきておりますけれども、それこそ子どもによって類似の状況であっても、家事支援があれば自分で勉強の方は何とかやっていたという子どももいれば、むしろそうした生活の場には入り込んで欲しくないが出願願書を書くのを一緒に手伝ってほしい、奨学金を一緒に探してほしい等の支援が欲しいというような家庭もあるということで、同じ属性にあっても求める支援が違うという状況に対して、どう対応していくのかというのが鍵になってくると考えられます。例えば、この一つの支援事例に継続した担当者が伴走するケースワークをしていくというような環境がしっかりで

きてくれば、学校が課題を発見した際に、多様な関係機関に個別に繋ぐのではなく、きちんと一元的に相談にのってあげられるような体制に繋がっていくのかなと考えておまして、具体的な制度設計のあり方や、運用のあり方について、教育委員会としても積極的に協力していきたいと考えを新たにいたしました。ありがとうございます。

【林委員】ヤングケアラーの境遇は、こういった資料で見ると本当に深く、多様なものがあるなというのを感じました。これは感想ですけれども、やはり資料6の事例1の一つを読んだだけでも、ここに私達が関われる様々な視点が入っているということを感じました。ぜひ、この形が良いものになっていくことを期待するということと、資料7のアンケートの部分で、調査対象の日時を見ると今週に、各学校でもアンケートをとられていると思います。私自身は元教員ですので、自分がこのアンケートを子どもに投げかけるときに、どんな言葉を使うのか、どういう言葉を投げかけたら子どもの本当の気持ちがアンケートの項目に表れるのかということを考えてながら、想像しております。やはり、こういう調査をすることによって、気づかない子が気づいたり、気にしている要因がケアラーの状況だったのかと思ったり、いろいろな気づきのきっかけになるのではないかと思います。ぜひ、出てきた結果を、上手に使っていただきたいと思います。

また、学校現場でも、アンケート以外にも気づく意識というかアンテナを先生方にも高くしていただいて一緒に取り組んでいただけたらと考えているところです。

【下平委員】お願いと確認ですが、まず資料3と4に関して、まだ作業中ということですが、ここに資料3としていただいているのはケア対象者「①子」となっていますが、資料の上に「計6枚のシートで整理しました」となっていますので、つまり同じような「②きょうだい」の資料もあるということでしょうか。こちらの作業が終わったら、今後の作業の参考にさせていただきたいので、よろしければ、また共有いただければと思います。

それともう一つ、資料11ですが、プラットフォーム推進事業ということですが、こちらはどこで認められて、どこにこの資料を提出したとおっしゃいましたか。確認させてください。

【地域共生課担当課長】まず、資料3については承知いたしました。作業が終わりましたら、ご提出させていただきます。

資料11ですけれども、内閣官房に孤独・孤立対策室がございまして、そちらの方で孤独・孤立対策官民連携プラットフォームという取組を行っています。それに伴い、地方でも様々な現場でのプラットフォームが必要であろうということでそれを蘇生するための実証実験のようなものを行っています。その名前が地方版孤独・孤立対策官民連携推進プラットフォーム推進事業という名前です。そちらの方の事業費を使い、孤独・孤立の一環としてケアラーの存在を捉えていまして、ケアラーの実態調査を行いましたので、事業費を活用している中間報告として内閣官房に報告差し上げているところです。

【下平委員】そうすると、先ほどおっしゃったように、こちらはもう提出をしているということで、途中経過の報告とおっしゃいましたが、これに関してこれを見ていただいた上で、内閣官房の方から何かフィードバック等はあるのでしょうか。

【地域共生課担当課長】こちらは、実際にはタイトルにございますように地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進のあり方に関する調査研究機関で、その研究対象の自治体を全国の中でいくつか選んでいるもので

す。そのため、国が2月に取りまとめる際はプラットフォームの推進のあり方に関する研究結果としての取りまとめが発表されていくということとして、その内部資料として鎌倉市の取組も位置づけられることとなります。

【下平委員】そうすると、特にこの段階で何かそれに対するフィードバックがあるとか、質問があるというわけではないということですか。

【地域共生課担当課長】はい、そのように承知しております。

【下平委員】ありがとうございます。

本当に時系列に沿って詳細な資料を揃えていただいて、非常に今の状況がわかりやすいと思います。最初におっしゃっていただきましたが、当初から私も申し上げているように、やっぱり実際に苦労している本人たちが知ること、訴えられるということがとても重要になってくると思うので、引き続き、どう情報を流していくか、啓発していくかを検討していただきたいです。それから、計画の中にそういう福祉に対する情報提供を幼い頃から学びましょうという呼びかけもあります。やはり様々な場面でヤングケアラーが問題にはなっているけれども、実際にその立場にいる人にはその情報が入りにくいかもしれないという気がするので、啓発と情報提供にもぜひ一層、力を入れていただきたいです。よろしくお願いします。

【林委員】私からもう一点よろしいですか。今の下平委員の続きですけれど、プラットフォームの資料 11 のアンケート調査のところに、「チラシを調査対象者に配布」とありますが、ヤングケアラーに関するチラシというのはアンケート用紙とは別なものでしょうか。

【地域共生課担当課長】はい。アンケートとは別に現在チラシを作成しております。ヤングケアラーに関する情報理解・啓発とあわせて相談先を記載したチラシを用意する予定です。そちらの印刷が出来ましたら、学校にも配布していくという流れになっております。

【教育長】アウトリーチが非常に重要だということを改めて感じておまして、特に私はヤングケアラーを念頭に置いておりますけれども、ヤングケアラーに陥ったその原因というものを子ども自身は、負の属性として捉えていることが多いと思います。他者になるべくなら言いたくないというような感情を持つご家庭も非常に多いという中で、どのように相談をしたいのか、どのように繋げていくのかというのが、かなり本質的な議論であると思っています。その際に、教育委員会で行っている「子ども SOS 相談フォーム」は、十分に活用ができるツールだと思っておりまして、今も家族のことで相談をしたいということについても、相談を受け止めるようなフォームにしているところです。ただ、子ども自身が SOS を出しているという建て付けになっているので、例えば、これを家族を助けたいというような質問も加えてあげることによって、あなたが困っているということではなくて、家族が困っていることを助けてあげるといっても拾えるような質問の建て付けが負の属性に対しては、非常に効果的なのではないかと思えます。ぜひ、そういったところも連携させていただくとともに、今後チラシ等、様々な広報媒体を作っていかれると思いますが、そのときに相談先をあわせて周知をしてあげることの中に、「SOS 相談フォーム」も入れていけば良いと思います。あとは「子ども SOS 相談フォーム」は現時点では公立小・中学校に通うお子さんだけになっていますが、高校生や大学生等の方々も、そうしたフォームというプロセスが非常に相談しやすいという特性があると

思っていますので、ぜひ手段として「フォーム」ということも、教育委員会の事例を参考にしながら、ご検討いただけたら良いのではと改めて感じましたので、よろしく願いいたします。

【地域共生課担当課長】ありがとうございます。教育長のおっしゃる通り、様々な属性の方に応じた対応が必要だと思っておりますので、デジタルを用いたり、あるいは資料 10 にございますようにアウトリーチを一体的な施策展開を想定しながら、今後の支援策の検討を行っておりますので、様々なチャンネルで確実に関係構築していきながら対応していけるように努めてまいります。

【下平委員】資料7に関してですけれども、調査を他市町にならって「学校・家庭生活の調査」としたということをお伺いしました。その中に小中学校は9間で学校のホームルームの場で実施するとなっておりますが、具体的な実施方法と、それからその学校や先生方には、どのように連絡が行っているのかをお伺いしたいと思います。

【教育文化財部次長】教育文化財部次長の小日山と申します。

今、ご質問があった子どもたちへの小中学生のアンケートについては、ちょうど今週いっぱい、期間を設けて、各学校で取り組んでいるということになっております。小学校と中学校、小学校は4年生以上の3学年、中学校は1年生から3年生までの3学年ということで、担当のこども相談課から、定例の校長会で各校長先生に対してアンケートの趣旨や、内容の説明をしてもらい、それを校長がしっかりと受けとめて、それぞれの学校に戻って職員に伝えています。職員に伝える際には当然このヤングケアラーについての市の施策に向けての取組であるといったことも説明をし、取り組んでいるところです。子どもたちに対しては、発達の段階でなかなかケアラーという言葉自体がまだ子どもたちがよくわかっていないような状況ですし、それを説明してからアンケートをとるとなると、また子どもたちの別な意思が入ってしまって、きちんとした調査にならないということもありますので、調査の前段部分で教員が説明するものは全て統一してあります。正確な調査ができるように取り組んでいるところで、例えば小学校向けのもので、「学校・家庭生活の調査、令和5年度4月、国では、こどもまんなか社会を実現するため、子ども家庭庁を創設します。鎌倉市でも、子どもまんなか社会を実現するために必要な制度を考えています。制度を考えるにあたり、皆さんの学校や放課後での様子を教えてください。質問は全部で9問です。」といったように、ほぼこの文言を担当の先生が子どもたちに伝えています。子どもの中には、「こどもまんなかって何」というような質問があると思いますが、「子どもを大切に育てていこうと市で取り組んでいることだよ」というようなことを簡単に担任の方から説明しているのかなというように考えております。そういったアンケートのとり方で、まさに今週小・中学校25校で取り組んでいるということになっております。

【下平委員】こちらは用紙ですか。オンライン端末ですか。

【教育文化財部次長】はい。iPad 端末を使って実施しております。

【下平委員】わかりました、ありがとうございます。

【長尾委員】今のアンケートの件で引き続きですけれども、こちらを無記名にされているということで、非常に悩まれた結果ではないかと想像させていただいているんですけれども、このアンケートの中で例えば問2ですね、困っ

ていることを教えてくださいとか、一緒に住んでいる人のなかで下記にあてはまる人といったところで、こういうことを伝えていいんだなと例えばお子さんが思ったときに、誰かに相談したいなというような気持ちになるお子さんもいるのではないかと想像いたしました。無記名であるけれども、「もし必要であればここから記名をすれば相談にのるよ」といったような形で少し最後に一押しできる流れも次回は検討いただければと思います。意見でございます。

【市長】ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。それでは各委員からいただいたご意見を参考にして、次回対応できるところは対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、報告事項の(2)「不登校特例校の設置について」を議題とします。

【教育文化財部次長】教育文化財部次長の小日山です。よろしく願いいたします。それではお手元の資料 12 をご覧ください。

資料に沿って説明をさせていただきます。

不登校特例校の設置については、令和4年7月に開催した総合教育会議において、市長と教育委員会で意見交換等を行う等認識の共有を図ってきました。これまでも教育委員会では、不登校児童生徒対策については、課題として認識をしてきたところであり、総合教育会議での議論も踏まえ、国の動向、本市の状況等を考慮しながら、あらためて不登校児童生徒対策について検討を重ねた結果、不登校特例校分教室の設置に向けて取組を進めていくこととしましたので、報告いたします。

まず1ページをご覧ください。不登校に関する国の動きですが、平成 28 年に教育機会確保法が制定され、不登校児童生徒に関する基本的な考え方等が示されるとともに、国や自治体による不登校特例校の設置が努力義務とされました。さらに、令和4年6月には、文部科学省の諮問機関である「不登校に関する調査研究協力者会議」から発出された報告書には、不登校特例校の設置促進が盛り込まれたところです。

次に5ページ、資料1をご覧ください。公立小中学校における不登校児童生徒数の推移及び本市の状況ですが、全国や神奈川県の不登校児童生徒は年々増加しており、同様に本市においても増加傾向にあります。

また、令和3年度の本市不登校児童生徒のうち、90 日以上欠席をする児童生徒が 287 人中 206 人で全体の約7割となっております。小中学校別では、小学校では 65 人約5割強、中学校においては 141 人で約8割と長期化、固定化が顕著になってきており、深刻な状況にあると捉えております。

6ページ、資料2に移りまして、鎌倉市における不登校児童生徒の出現率ですが、令和3年度の在籍全児童生徒数に対し中学校では4.93 人、小学校では1.48 人と中学校における出現率は非常に高く、1校あたりの状況では中学校では 19.2 人、小学校では7.1人の不登校児童生徒が出現しているという状況となっております。

次に7ページ、資料3に移りまして、ここでは、不登校児童生徒のうち、欠席が 90 日以上となっている児童生徒が支援を受けている機関等を調査し、まとめたものですが、小学校では、校内支援をはじめ、教育支援教室ひだまり、教育センターの相談室やその他機関とのつながりが多くとれている状況がありますが、中学校では、いずれの支援機関ともつながっていない生徒が3割程度いる状況が確認できました。

資料の2ページに戻りまして、次に、鎌倉市における不登校対策の現状と課題について説明いたします。市内の小中学校では、児童生徒が理由なく学校を欠席した際、その日のうちに担任が電話をするのはもちろんのこと、欠席が連続する場合は手紙を書く、家庭訪問をする等、休み始めに担任等が躊躇なく積極的に関わるよう努め

ています。また、不登校傾向にある児童生徒に対しても、学級担任等子どもや保護者に直接かかわる教員だけではなく、児童支援専任、生徒指導担当や教育相談コーディネーターを中心に、学校内で子どもの状況を共有し、校内組織での一体的な対応に努め、児童生徒一人ひとりのニーズに即した支援ができるよう努めており、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員の支援につなげる等、すべての子どもが学びやすい環境、過ごしやすい雰囲気や居場所づくり等も行いながら、日々、子どもたちの視点に立った取組を心掛けているところです。教育委員会におきましても、毎月学校に児童生徒の欠席状況の聞き取りを行うとともに、子どもの状況やニーズに合った支援の助言や支援方針を共有する等各学校と連携した必要な支援に取り組んでおり、教育支援教室「ひだまり」の運営では、児童生徒の社会的自立に向けた支援も行っているところです。また、相談会、見学会等様々な情報発信にも努めているところです。さらに、令和3年度からは、不登校児童生徒をはじめ、学習になじめない子どもたちを対象とした探求プログラムとして、かまくら ULTLA プログラムを実施しています。

先ほど説明したとおり、本市の不登校児童生徒数が年々増加傾向にあること、また、不登校児童生徒の長期化、固定化及び特に中学校では支援につながない生徒が多い状況からは十分な学びや支援が保障されていない状況であり喫緊の課題として捉え、課題解決に向け、教育委員会内においてプロジェクト体制を構築し、対策の一つとして不登校特例校の開設に係る検討を行ってきました。検討に当たっては、まず、全国の不登校特例校の設置事例をもとに設置に至る経緯、設置効果、特別な教育課程の編成内容等とともに、認可に向けた法令や文部科学省との協議、教職員の配置等の情報収集を行いつつ、県内で初めて分教室型の不登校特例校を設置した大和市や小学校の児童も対象とした不登校特例校を設置している先行都市に視察を行う等、実際に設置している学校における特別な教育課程での工夫、教育的効果等について、施設の見学も行いながら検討を重ねてきました。

教育委員会としては、不登校特例校は、通常の学校の教育課程の教育内容を精選し、総授業時間数を削減、少人数指導や習熟度別指導、豊富な体験活動、個々の生徒の実態に即した柔軟な指導、支援を行うことができるものであり、大きな支援の場の一つとなるものと考え、本市の中学校での不登校出現率が高いという状況を踏まえ、また、中学校の3年間は自立に向けた義務教育の最終段階であることを踏まえ、長期間不登校状態にある生徒の社会的自立に向けた学びの場の一つとして、中学校における分教室型の不登校特例校を令和7年4月に開設することを目指して、取組を進めていくことを教育委員会定例会において議決をしたところです。

なお、小学校においては、不登校出現率が中学校と比較して低い傾向に加えて、中学校に進学する前の自立に向けた発達途中の段階であり、特例校開設による支援ではなく、引き続き、教育力、支援力を生かしながら、校内や教育委員会等からの自立に向けた支援を行っていくこととしました。

最後に8ページの「鎌倉市における不登校対策の現状について」をご覧ください。学校や教育委員会としては、先ほどもご説明いたしましたように、不登校傾向のある児童生徒に対しては、図の左側に示すように不登校にならないための未然防止対策、完全不登校となっている児童生徒への不登校対策については、図の右側に示すように関係機関との連携も含め様々な取組を行っており、今後も、必要な取組みとともに積極的な支援に努めていく必要があると考えております。

一部の学校では、図の左側に示す「登校渋り」、「来たり来なかったり」に分類される児童生徒に対して、不登校の長期化・固定化が生じる前の支援として、学級外の教室を活用した個別支援を行っています。教育委員会としては、この所属校内での支援を広げ、小中学校全校に校内フリースペースを整備していくことで、学校には登校できるが学級に入ることができない等、不登校気味の児童生徒の居場所を作り、所属校内での必要な支援につ

なげていきたいと考えています。

引き続き、市内の子どもたちが安心して学ぶことができる場や機会を提供できるよう、市長部局とも連携しながら取組が進められるよう積極的に取り組んでまいります。

【市長】はい、ありがとうございました。

一点だけ補足を市長部局からさせていただきますと、完全不登校のところのフリースクールがありますけれども、フリースクールに通うご家庭の経済的な負担という課題がございます。こちらの経済的な負担を軽減できる取組というのを令和5年度を開始できるように、取組を検討しているところでございまして、市長部局のこどもみらい部の方でそんなことを予定しているということを補足させていただきます。

では、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

【教育長】事務局の説明の補足となりますけれども、先般の12月議会でも、不登校特例校の件については、様々な観点からの議論になりまして、その際にも答弁申し上げた内容ではあるんですけども、不登校に陥る子どもたちが学校にそもそも行きづらくなっているのか、欠席が実際に生じ始めているのか、完全に不登校になっているのか、それから不登校になってからも、まだ気持ちが落ち続けている状況なのか、学びに向かう気持ちが出てきているのか、それとも具体的に学びのアクションを起こしているのか、子どもたちのいろんなステージに応じて、この網の目のように支援策を張り巡らしていかないといけないという答弁をさせていただきました。不登校特例校だけでは長期間固定化した子どもたちに対して、自立しか提供ができないということで、そもそも不登校になる前にどのように支援をしていくのかという視点を大事にしながら総合的な施策を策定していきたいと思っているところでございます。

また、ひだまりと不登校特例校が併存するという点について、それが必要だと思われる方もいれば、どちらか片方でいいのではないかとのお考えを持たれる方もいらっしゃると思いますが、ここに関しては、まず不登校特例校が中学校を対象にしている、小学校になかなか通いづらいうお子さんに対する支援の場というものが別途必要であるということが一点あるということ、新しい特別な教育課程を編成する不登校特例校を求めるわけではなく、本当であれば中学校の通常の教育課程に通いたい、原籍校に通いたい様々な事情があつて原籍校に行けない、原籍校復帰を目標にしながらの支援を受けたいというお子さんに対する支援の場所というのは、やはり継続的に必要になってくるという点から、ひだまりを残しつつ、中学校分教室の特例校も整備したいと考えて、現在の案になっているという状況です。また、そうした点については市民の皆さんにもしっかり発信をしていきたいと思っております。

【市長】他にはいかがでしょうか。

【長尾委員】これは感想ですけど、こちらの取組に非常に期待させていただいている中、欠席をし始めた頃というところに着目し、これを長期化させないための施策として、保護者との関わり方ということも、ぜひ注力いただければと思っております。子どもが1日、2日休んだときに、3日目はどういう声掛けをすれば良いのか、本当に体調悪いのか、それとも登校を進めることがこの子にとって良いのかどうか、保護者も本当に悩みつつ毎日コミュニケーションをとっております。この保護者との連携でどんな関わり方をすべきか、どういうチャレンジをさせるべきかといったことが学校と連携できると、それから長期化せずに子どもたちが登校できるような環境を作り出すことができ

るかもしれないと思っておりますので、今も保護者懇談会やっておりますけど、引き続き、注力いただければなというように思っております。

【教育文化財部次長】まさに子どもの小さな変化に気づき、対応していくというのは、プロである教師にとってはとても大切な資質だというふうに感じております。今、欠席の連絡を電話から Google フォームという携帯から「今日お休み」という文字だけのやり取りになってきつつある状況ですけれども、逆にそれを職員室で共有するような学校も出てきておりますので、様々な目で、「あれ、欠席多いんじゃないの？」というような声掛けが複数の教員から上がってきて対応していくと、まさに担任が抱え込むのではなくて学校全体で、子どもたちを見取っていく、そして対応していくということが求められていくと考えます。

【下平委員】先ほど教育長もおっしゃいましたが、やはり不登校になる前に手を打ちたいですね。やっぱりそちらの方も併せて考えていかなければいけないと思うのですが、今までも教育委員会もなぜ不登校になるのかという様々な要因については、研究も調査もしてくださっていますけれども、なかなか不登校の子どもたちから声が聞きにくいということもあり、これからこういう場ができれば、もっと何がきっかけで何が問題で、学校に来れなくなっているのかというのはしっかりとつかんでいかないと、根本的な対策にならないと思います。様々な要因があると思いますが、本当に家庭の問題なのか、地域なのか、それとも社会全体の問題もあるのか、学校とか教育委員会だけでは対処できない場合もあるので、先ほどご報告いただいた様々な事象と絡むと思いますが、発達支援や生活福祉、市民健康の部署等と連携しながら、市民の大きな相談窓口ができるようなので、しっかりと対応していくことが求められると思います。

不登校になる前の対応として、校内のフリースペースが具体化しそうですけれども、具体的にそのフリースペースは今も学校訪問などをしてしていると、実際そういうスペースを目にしますが、実際にそれを広げて実施していくとったときに、誰がそのフリースペースで責任を持つのかといったことが具体的にあれば、少し伺えますでしょうか。

【教育文化財部次長】まさにフリースペースについては、先行事例があるものの、これからやはり構築していくものではないかと思っています。一つの例を挙げると、先ほど市長部局からもありました発達支援のカマサポという研修を受けた講習を受けた方が、学校に入っていて様々な個別の対応であるとか、子どもの見取りをしていただいているというケースがあるんですけども、そういう人にも、フリースペースに入っていて、子どもの話を聞いて話をしてあげたり、小学校であれば、児童支援専任であったり、中学校であれば生徒指導担当であったり、そういった職員が中心にはなるんですけども、様々な人材を活用しながら対応していくということが大切になるのではないかなと思います。フリースペースがあっても、毎日毎日同じ子がずっといるというわけではないという状況も当然考えられますので、来たり来なかったりこの子は午前中だけこの曜日に来るけれども、別の子はまた違う曜日の午後だけ来るというようなケースもあるので、そこに常駐するというよりは、学校全体で誰かがその子が来たときに対応していくという体制を整えていくというのが大事になってくるのかなと考えています。

【朝比奈委員】ささやかな感想ですけども、鎌倉 ULTLA プログラムに当初から関わらせていただいて、関わった上でなんとなく居場所として私が提供しているお寺の境内等のそういった場所を、親しく感じてくださっているというご意見もいただいていた。家に帰ってきたみたいなきもちになるというか、そういった環境は古くはお寺が自然に担ってきたところなんだろうなと思っております、ケアラーの問題もそうだけれど、何かあるお宅の異変と

か変化に気がつく役割を学校の先生たちだけでなく、何か不安や訴える場所として我々が機能する役割を担って差し上げられたらいいなと思っています。これは皆さんの総意ではないけれども、おそらく、古くはそういうことをお寺が自然に行っていたと思うし、この ULTLA プログラムで会場として提供して講演をいただいたことで、あの関わった子たちは、何かとても楽しかったと、そのときの一過性のものでなくて、また遊びにいきたいなと思ってくれているかもしれないし、そういうことをもう少し門戸を広げて差し上げられたらと思うし、我々は文化財を維持している立場だけではなくて、そういう大人も含めた人の心を救うのが使命だから、それを先生方と一緒にやっていきたいなと感じたところです。感想です。

【下平委員】今の朝比奈委員の感想に続いてなんですけど、やはり鎌倉という土地はどの小学校区にも、中学校区にも寺社仏閣があると思います。コミュニティスクールというのがもう少し具体的になっていけば、そういう人たちにもご協力いただいて、子どもたちが安心して、遊べたり、居場所としてちょっと覗きに行ったりする、そういうことがどんどん機能してくると、良い場所や相談場所、集える場所等の安心する場所ができるかもしれないと思うとコミュニティスクールにもその辺りを期待したいと感じました。

【林委員】私が校長していたときは、フリースペースはなかったですけど、校長室に来て、休み時間ちょっと遊んでまた帰る子どもたちがいました。今でも学校を訪ねると、札がかかかっていて、今日はお客様いるからごめんなさいとか、開いているとき入っても良いとかということがわかるようになって校長室があります。フリースペースという場所がこれからできると、それも大事だけれども何かそういうちょっとした部分でできる人ができることをしてあげられるという場所もまだ残っていても良いのかなと、お話を聞いて思いました。

それと繋がるのですが、やはり、不登校の子どもにも様々な背景があるので、私達はその子どもたちにとって選択肢を増やすということが、ものすごく大事だと思っています。選択肢を増やして、可能性を引き出すことの必要性を現場の先生方に伝えていきます。今までひだまりだけだったのが、不登校特例校ができるということで一つ選択肢が増えたということになります。中には不登校なのに、また学校を作るのという感覚をお持ちの方がいるかもしれませんが、内容をいろいろ考えて、今までとは違う内容のものがそういう選択肢として増えていくのであれば良いのではないかと思います。今までのものだけではなく、私達もやはり柔軟に考えていく必要があるように思います。また、この不登校特例校ができることで、そこに赴任される先生方が勉強しながら、その子たちと接していくハウツーを市内の中学校なり小学校にフィードバックしていただき、連携させていただくことで、皆さんが同じような考え方で子どもたちを育てていくという形になればいいなと期待しているところです。

【教育長】本当に長尾委員からの保護者が子どもが不登校傾向になり始めたときにどういう声掛けをしたら良いのかということとか、朝比奈委員の人の心をお救い申し上げるってことでお寺が何ができるかということをお聞きする中で、私が強く感じたところなんですけれども、やはり子どもが完全に心を閉ざしてしまっているときというのは、この人に相談をしても自分の本当の声を聞いてくれないんじゃないかという絶望感というか、そうしたところがあるんだろうというように思っています。大人からしたらなぜ不登校になるのかわからないという気持ちを持ちつつも、子どもの中には多分明確にその原因はあって、それをただ言えないという状況が結構あるのではないかと具体的なケースを見ていて思います。例えば教師に相談をしても教師は 35 人から 40 人の学級担任なので、私の話だけ聞いてくれないだろうと、他の子の話を聞いているんじゃないかとかですね、あとお母さんに相談をしても、お母さんがこうしたいって思ってるんじゃないかとか、本当の私のことは考えてくれないんじゃないかとか、そうした自分が

聞いてほしいという話を聞いてくれないのではないかという恐怖感が心を閉ざしていく上で、すごく大きなファクターを占めているといったときに、子どもが、自分が話したいことを聞いてもらえて、この人は聞いてくれるというそのチャンネルをいかに持つかということはすごく大事だと思います。それが、もしかしたら昔だったらお寺さんだったんだと思うんですよね。ご住職さんだったら自分の話を何でも聞いてくれる、教会でしたら懺悔する部屋があって何を話しても、あの神様が聞いてくれるというようなところがあったわけですが、子どもの声を聞く、子どもの声を大人の目線ではなくて、本当に子どもが話したい内容を聞けるようなチャンネルをどうやって作るかというのが今回の不登校施策の推進の上でも、もしかしたら大事なかもしれないということを改めて感じました。「子ども SOS 相談フォーム」があるから、子どもの意見を聞いていると高をくくるのではなく、むしろ本当に子どもの声を代弁するような大人、聞くことについて専門的にきちんとトレーニングを積んだような大人を増やしていくこともすごく大事なのかなというように感じています。

また、下平委員からの不登校の子どもたちの支援スペースにどういう人を張り付けるかという点がありますけれども、現在、例えば広島県でスペシャルサポートルームで義務教育諸学校におけるその校内フリースペースが設置されているのと、愛知県岡崎市でも「F 組」といった同様のスペースがあるんですけども、取り組んでいる学校は結構悩みながらやっているというように聞いています。そのスペースがあるからこそ、逆に言うと他人はもうそこに任せておけば大丈夫という気持ちになってしまって、個別に支援をする手を緩めてしまうという傾向が出てきたりとか、本来はまだ学級で支援ができるのに、安易に流れてしまうと本当に子どものためになっているんだろうかといったところで悩みながら運用しているといったような声も聞きました。そういう場所が強固にあることによって、逆に通常級は課題を抱える子どもがいない前提で経営できるようになってしまってエクスクルーシブになってしまうというジレンマもあるというふうに聞いておまして、現時点で我々といましては、誰か特定の守り人がその支援スペースにいてその人が全部面倒見てくれるという環境というよりも、やはり学級担任や児童支援専任を中心とした学校組織できちんと子ども一人一人に支援の計画を作って、あくまでフリースペースというのは支援するための場所の一つ、ツールの一つとして活用するというような形を作っていければいいなという認識で今取り組んでいますので、引き続き教育委員会の会議でも議論させていただければと思っております。

【市長】ありがとうございました。よろしいですかね。

では、以上で予定している議題は終了となりますが、その他に皆様から何かございますか。
事務局から何かありますか。

【事務局(企画課長)】特にございませんが、本日の議題の通り報告事項については引き続きの検討になりますので本日いただいた意見を踏まえながら関係部局と検討して、また逐一報告をさせていただきます。

以上です。

【市長】よろしくお願ひします。

それではこれもちまして第 2 回総合教育会議を閉会いたします。お疲れ様でした。どうもありがとうございました。